

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三号)(衆議院提出)要

旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定すること。
- 二、通勤手当については、当分の間、改正前の月額に据え置くこと。
- 三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。ただし、二は、平成十六年四月一日から施行すること。